

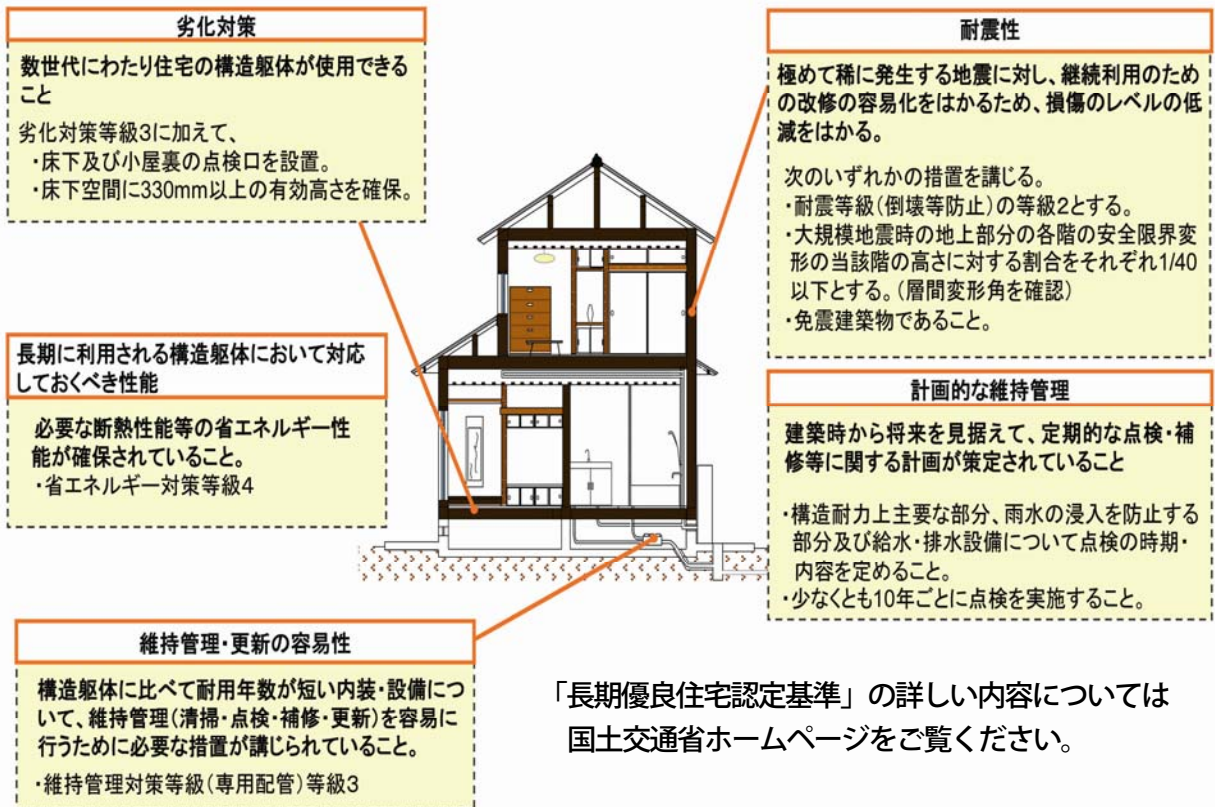
長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置について

長期優良住宅とは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する「長期にわたり良好な状態で使用するための措置が、その構造及び設備について講じられた優良な住宅」のことをいいます。この長期優良住宅について、新築から5年度分（中高層耐火建築物については7年度分）の固定資産税額から2分の1を減額する制度ができました。

(1) 減額の対象となる住宅の要件

- ① 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日（平成21年6月4日）から平成26年3月31日までの間に新築されたもの
- ② 長期優良住宅認定基準を満たすこと

■ 長期優良住宅認定基準のイメージ(木造戸建住宅)



- ③ 人の居住の用に供する部分の面積が家屋の2分の1以上のもので、かつ120㎡までの部分
- ④ 住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

(2) 減額を受けるための手続

新築した年の翌年の1月31日までに必要書類を添付して「長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書」を提出してください。

- 用紙は税務課窓口にあります。※町のホームページからもダウンロードできます。
※ 添付書類 建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関による証明書